（品質マネジメントシステム）

第二条の十一の三　法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、法第五十二条第一項又は第五十五条第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（次条から第二条の十一の十二までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。ただし、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者にあつては、品質管理基準規則第五十四条第一項第一号に定める措置を講ずるものとする。

（管理区域への立入制限等）

第二条の十一の四　［略］

（線量等に関する措置）

第二条の十一の五　［略］

（放射性物質による汚染の状況等の測定）

第二条の十一の六　法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、放射性物質による汚染の状況等の測定に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

［一～四　略］

（使用施設等の施設管理）

第二条の十一の七　法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　使用施設等が法第五十二条第一項又は第五十五条第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、法第五十五条の二第二項第二号の技術上の基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第五十七条の五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二　前号ただし書の場合においては、法第五十七条の五第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第六条の二第十号の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。

三　第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従つて達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、使用施設等及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この条において「施設管理目標」という。）を定めること。

四　施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この条において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

イ　施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ　使用施設等の設計及び工事に関すること。

ハ　使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。

ニ　使用施設等の点検、検査等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む（法第五十七条の五第二項の認可を受けたものを除く。）。）に関すること。

［条を加える。］

（管理区域への立入制限等）

第二条の十一の三　［同上］

（線量等に関する措置）

第二条の十一の四　［同上］

（放射性物質による汚染の状況等の測定）

第二条の十一の五　法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、放射性物質による汚染の状況等の測定に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。ただし、原子力規制委員会の定める使用者については、この限りでない。

［一～四　同上］

［条を加える。］